

様式 1 厚木市報道資料		発 信 日							
 (制度、その他一般等)		令和 6 年 10 月 8 日							
あつぎ生活応援キャッシュバック事業の実施について									
1	概 要	<p>物価高騰の影響を受ける市民の負担軽減と消費喚起による商業振興のため、市内店舗のレシート 1 万 5 千円分以上を集めて申請すると 3 千円が戻るキャッシュバック事業を実施します。</p> <p>1 申請期間</p> <p>(1) 郵送=12 月 13 日～令和 7 年 1 月 10 日 (消印有効)</p> <p>(2) 電子=12 月 13 日～令和 7 年 1 月 20 日 (12 月 28 日～1 月 5 日を除く)</p> <p>2 対象 市内在住の 11 万 5 千人 (先着順)</p> <p>3 内容</p> <table border="1" data-bbox="416 929 1425 1368"> <tr> <td>対象レシート</td> <td>11 月 29 日～1 月 20 日に市内店舗で発行された合計 1 万 5 千円分以上のもの (税込み、合算可)。</td> </tr> <tr> <td>申請</td> <td>申請は 1 人 1 回のみ。同居の家族分をまとめて申請可 (申請人数×1 万 5 千円分以上のレシートが必要)。</td> </tr> <tr> <td>対象外の商品・サービスなど</td> <td>①法律などで値引きできないもの (タバコ、医療費など) ②換金性が高いもの (プリペイドカード、切手、商品券など) ③消費喚起につながらないもの (税金、家賃、公共料金) ④風営法 2 条及び暴力団排除条例に該当する店舗</td> </tr> </table> <p>4 その他</p> <p>(1) キャッシュバックは審査終了後に指定された口座に振り込みます。</p> <p>(2) 11 月 29 日からコールセンターを開設し、申請書は 12 月 13 日から公民館などの公共施設と市内の店舗で配布します。</p>		対象レシート	11 月 29 日～1 月 20 日に市内店舗で発行された合計 1 万 5 千円分以上のもの (税込み、合算可)。	申請	申請は 1 人 1 回のみ。同居の家族分をまとめて申請可 (申請人数×1 万 5 千円分以上のレシートが必要)。	対象外の商品・サービスなど	①法律などで値引きできないもの (タバコ、医療費など) ②換金性が高いもの (プリペイドカード、切手、商品券など) ③消費喚起につながらないもの (税金、家賃、公共料金) ④風営法 2 条及び暴力団排除条例に該当する店舗
		対象レシート	11 月 29 日～1 月 20 日に市内店舗で発行された合計 1 万 5 千円分以上のもの (税込み、合算可)。						
申請	申請は 1 人 1 回のみ。同居の家族分をまとめて申請可 (申請人数×1 万 5 千円分以上のレシートが必要)。								
対象外の商品・サービスなど	①法律などで値引きできないもの (タバコ、医療費など) ②換金性が高いもの (プリペイドカード、切手、商品券など) ③消費喚起につながらないもの (税金、家賃、公共料金) ④風営法 2 条及び暴力団排除条例に該当する店舗								
2	PR したい内容、前回との違いなど	<ul style="list-style-type: none"> ・即効性のある消費活動が期待でき、消費額は 17 億円以上になります。 ・レシートを集めて申請する簡単な手続きで、同居の家族をまとめて申請することもできます。 ・市内の店舗を自由に選べるとともに、少額の買い物にも対応します。 ・店舗には消費拡大や商品・サービスの PR が期待できるメリットがあり、登録や機器の用意などの負担もありません。 							
3	予 算	4 億 2 千万円 (事業費総額)							
4	添付資料	事業概要							
5	本資料の問合せ先	部課名	産業文化スポーツ部 商業観光課 (課長 熊坂 修)						
		電 話	(046) 225-2841						

令和6年度 あつぎ生活応援キャッシュバック事業概要

1 目的

地域経済の活性化や物価高騰などの影響を受けている生活者の負担軽減を図るため、市内店舗で15,000円以上の買い物をした市民に先着順で3,000円のキャッシュバックを実施。市内の消費喚起と商業振興を図る。

2 実施期間

令和6年11月29日（金）以降のレシートが対象。

(1) 郵送受付期間：令和6年12月13日（金）～令和7年1月10日（金） ※消印有効

(2) 電子受付期間：令和6年12月13日（金）～令和7年1月20日（月）

※電子申請は12月28日（土）～1月5日（日）を除く

3 対象

申請時に住民登録のある市民（先着11万5千人）

4 事業費

交付金 420,000千円

《内訳》

①キャッシュバック費用（プレミアム分）	345,000千円
②経費（委託費、振込手数料、賃借料、広告宣伝費等）	75,000千円
合計	420,000千円

5 事業内容

(1) 事業内容

市内在住の消費者が、市内店舗で買い物等したレシート合計15,000円以上を集め、郵送または電子申請で応募をすると、3,000円の現金が還元される事業を行う。

ア キャッシュバック総額は3億4,500万円。

イ 申請できるのは、申請時に本市に住民登録がある方（先着11万5千人）。

ウ 対象レシートは、11月29日（金）から1月20日（月）までに市内店舗で発行された合計15,000円以上（税込み、合算可）のもの。

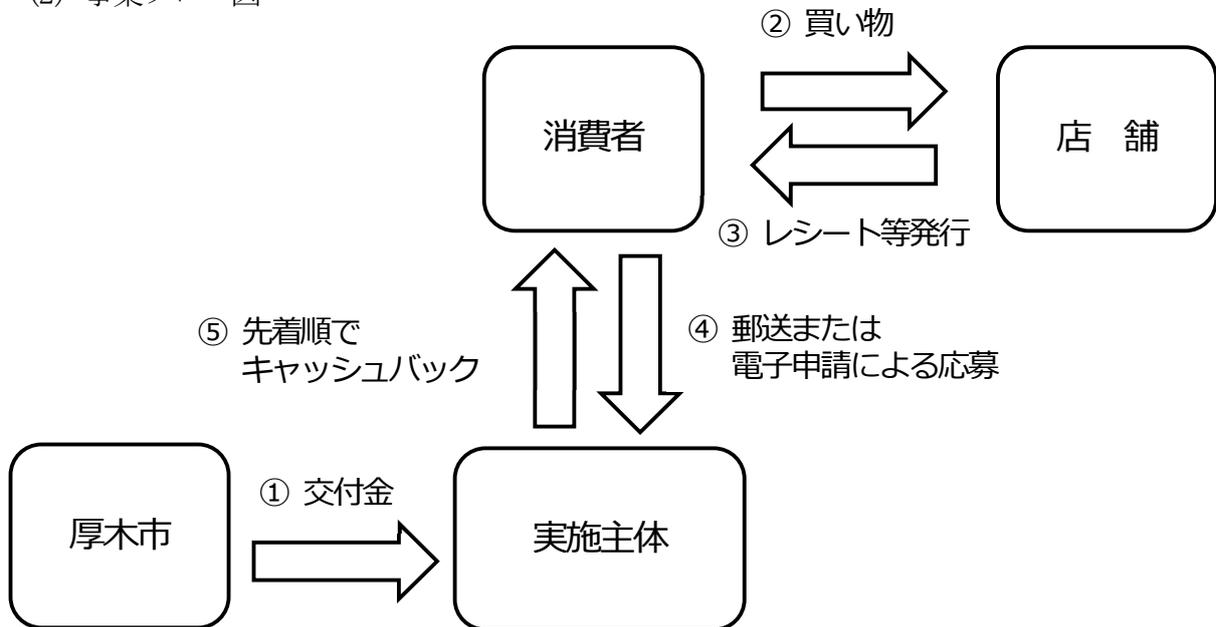
エ 応募は一人1回のみ（11万5千人に到達した時点で受付終了）で、同居の家族分をまとめて申請可能（申請人数×1万5千円以上のレシートが必要）。

オ キャッシュバックは申請者の口座への振込み。

カ 対象外となる商品及びサービスは主に次のとおり。

(ア) 法律等で値引きできないもの（タバコ、保険適用となる医療費等）

- (イ) 換金性が高いもの（プリペイドカード、切手、商品券等）
 - (ウ) 消費喚起につながらないもの（税金、家賃、公共料金）
 - (エ) 風営法2条及び暴力団排除条例に該当する店舗が提供するもの
- (2) 事業フロー図



6 事業効果

(1) 地域経済の活性化

ア 即効的な消費活動が期待できる。

イ 消費拡大効果は17億円以上（1人当たり15,000円以上の支払いで11万5千人が利用）

(2) 物価高騰等への対応

ア 消費生活の一助となる。

イ レシートを利用することで、無人化が進むガソリンスタンドなども対象とできる。

(3) 消費者のメリット

ア 市内の店舗を自由に選択できる。

イ 少額の買い物にも対応できる。

(4) 商業店舗のメリット

ア 市内商業店舗での消費が期待できる。

イ 店舗登録が不要で、顧客対応の負担がない。

ウ 業種を限定しないことで幅広く支援できる。